平成２４年（フ）第２４０３号
大阪市住吉区遠里小野２―15―５―1014、住民票上の住所大阪市住吉区遠里小野１丁目２番13号　ライフおりおのマンション101号
債務者　岡本香陽写真場こと　岡本　　謙
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４６４号
大阪府守口市滝井西町３丁目２番１―50号
債務者　丸山　義則
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４９７号
大阪府大東市住道１丁目４番９号　プチプルージュ202号
債務者　城間　　宏
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６７３号
大阪府大東市赤井２丁目７番１号　アルデール住道201号
債務者　中川　雅晴
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７４２号
大阪市都島区都島本通３丁目７番２―505号
債務者　渡邊　励人
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７６８号
大阪府門真市南野口町８番７号
債務者　古市　恵美
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７８６号
大阪市住之江区南港中２丁目２番43―810号、前住所大阪市住之江区粉浜１丁目１番25―302号
債務者　北野　治平
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８２５号
大阪府枚方市招提南町３丁目19番１―202号
債務者　山本　征史
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８３２号
大阪市城東区今福西１丁目12番５―106号
債務者　坂田　龍子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８４１号
大阪府守口市滝井元町１丁目４番１―408号
債務者　矢野　和彦
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８７６号
大阪市東淀川区淡路５丁目19番10―501号
債務者　宮本　　誠
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８９３号
大阪府八尾市八尾木４丁目６番地　グランドメゾン曙111号
債務者　福島　裕実（旧姓曽我部）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９０２号
大阪市天王寺区上本町１丁目１番３号　アメニティーヒルズ602号
債務者　近藤　京子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９０５号
大阪府枚方市三栗２丁目10番11―1108号
債務者　松原　　充
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２８０号
兵庫県尼崎市大庄中通５丁目14番地
債務者　福島　玉男
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１２１号
徳島市大道１丁目55番地
債務者　髙木三智子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０号
福岡県飯塚市鹿毛馬2247番地２　県営嶺田中央団地１棟203号、前住所福岡県田川市大字伊田2739番地
債務者　広目　裕幸
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月１日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部